

港区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(前略)</p> <p>(最低基準の向上)</p> <p>第四条 区長は、<u>港区児童福祉審議会条例（令和二年港区条例第</u> <u>号）</u>第一条に規定する港区児童福祉審議会の意見を聴き、その監督 に属する家庭的保育事業者等に対し、最低基準を超えて、その設備 及び運営を向上させるように勧告することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(後略)</p> <p>付 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。</p> <p>(港区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の 一部改正)</p> <p>2 港区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例</p>	<p>(前略)</p> <p>(最低基準の向上)</p> <p>第四条 区長は、<u>児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を</u> <u>聴き、その監督に属する家庭的保育事業者等に対し、最低基準を超</u> <u>えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(後略)</p>

(平成二十六年港区条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「児童の保護者その他児童福祉に係る当事者」を

「港区児童福祉審議会条例(令和二年港区条例第 号)第一条に規定する港区児童福祉審議会」に改める。

(港区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める

条例の一部改正)

3 | (略)